

徳島県公認心理師・臨床心理士協会規約

(名称)

第1条 本会は徳島県公認心理師・臨床心理士協会という。

(事務局)

第2条 本会は事務局および所在地を、徳島市住吉四丁目11番10号 阿波老人ホーム白寿園内に置く。

(目的)

第3条 本会は会員の自治によって「公認心理師」及び「臨床心理士」の資質、技術の向上、ならびに職業倫理の向上をはかり、もって人々のこころの健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 心理臨床の健全な発展とその普及に関する諸事業
2. こころの健康と福祉の増進に関する社会の負託にこたえるための諸事業
3. 心理職としての相互研修の機会を提供するための研修事業
4. 日本臨床心理士会はじめ関連諸団体および諸学会の主催する諸事業についての協力と発展に資するための諸事業
5. その他前条の目的を達成するための諸事業

(会員)

第5条 本会の会員は、「公認心理師」及び財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する「臨床心理士」で、原則として徳島県内に在住または勤務する者とする。ただし、県外在住または勤務する者でも、理事会で承認を受けた者は、これを会員として認める。

(2) 会員は本人が退会を届け出た場合、または2年以上に亘る会費の滞納があった場合に、その資格を失う。

(3) 会員は財団法人日本臨床心理士資格認定協会の定める「臨床心理士倫理綱領」及び徳島県公認心理師・臨床心理士協会の定める「徳島県公認心理師・臨床心理士協会 倫理綱領」を遵守するものとする。

(4) 会員であって本会の名誉を著しく毀損した者および本規約に違反した者は、総会にはかつて退会を命ずることがある。退会を命ずるには総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(賛助会員)

第6条 本会に賛助会員を置くことができる。

(2) 賛助会員は以下の者とする。

1. 徳島県内の臨床心理学を専攻する大学院に籍を置く者。
2. 前項の大学院修了後「公認心理師」及び「臨床心理士」の資格取得を目指す者。
3. 理事会によって認められた者。

(3) 賛助会員は本会の趣旨に賛同し、本会の諸事業に協力する。

(理事会)

第7条 本会に、会の運営のために理事会を置く。

(2) 理事会構成員は以下のとおりとする。

1. 会長 1名
2. 理事 5名
3. 事務局員 若干名

(3) 理事会には、徳島県選出の代議員を加えることができる。

(4) 理事会構成員の役員報酬は、なしとする。

(理事会構成員の責務)

第8条 会長は本会を代表し、会全体の活動を総括する。

(2) 理事は以下の役割のうち、どれか一つを担う。

1. 副会長・事務局：会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
2. 倫理：本会会員に対する倫理に関する啓発活動および倫理的な問題が発生した場合の対応を総括する。
3. 研修：定例研修会、ワークショップ等に関する企画立案、連絡調整を総括する。
4. 広報：ホームページ管理及び、会員同士の情報交換にかかる活動および外部に対する広報活動を総括する。
5. 事務局：会計、名簿管理等の本会事務を総括する。

(3) 理事のうち、誰がどの役割を担うかについては、理事会の協議により決定する。

(4) 事務局員は、事務局担当理事の指示の下、会計、名簿管理、ホームページ管理等の本会事務を行う。

(理事会構成員の選出および任期)

第9条 会長および理事は会員による選挙によって選ぶ。

(2) 会長および理事の任期は2年とし、連続する場合は2期4年を上限とする。

(3) 事務局員は会長指名による。

(職能領域別部会)

第10条 本会会員は、以下の5つの職能領域別部会のどれかに所属しなければならない。

1. 医療・保健領域
2. 教育領域
3. 福祉領域
4. 司法・犯罪領域
5. 産業・労働領域

(2) 会員が2つ以上の職能領域別部会に所属することは、これを妨げない。

(3) 各職能領域別部会は、部会内における会員同士の情報交換や会員の力量向上のための活動を行う。

(職能領域別部会代表者)

第11条 各職能領域別部会に、1名の代表者を選出する。

(2) 選出の方法は、各部会に一任する。

(3) 任期は各部会に一任するが、連続2年を上限とする。

(4) 職能領域別部会の代表者は、理事および別の職能領域別部会の代表者を兼ねることはできない。

(役員会)

第12条 理事会構成員と各部会代表者によって役員会を構成する。

(2) 役員会は、必要に応じて会長を補佐する。また、総会での議決を必要とする議題についての検討を行う。

(3) 役員会は必要に応じて会長が召集する。

(4) 役員会は過半数の参加をもって成立する。なお、他の役員会構成員の承認があれば、代理出席も可能とする。

(5) 役員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

(総会)

第13条 会長は毎年1回の年次総会を召集しなければならない。

(2) 総会は、委任状を含め会員の過半数の出席をもって成立する。

(3) 総会議決は、委任状を含め総会出席者の過半数をもって決する。

(4) 会長は、必要に応じて臨時総会を召集することができる。

(会計)

第14条 本会の経理は、会員の入会金および年度会費、その他の収入による。

(2) 会員は次に定める入会金および年度会費を納入する者とする。

1. 会員 入会金 3,000円、 年度会費 6,500円

2. 賛助会員 (個人) 年度会費 2,000円

(団体) 年度会費 10,000円

3. 研修会費などはその都度必要経費として徴収することがある。

4. 他県臨床心理士会等で正会員登録した者については入会金を免除し、継続して当県正会員に登録することができる。

5. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監事)

第15条 本会に2名の監事を置く。

- (2) 監事は公認心理師あるいは臨床心理士として10年以上活動経験がある会員の中から、会長が委嘱する。
- (3) 監事は役員会構成員と兼務してはならない。
- (4) 監事は本会の会務および会計に関する監査を行う。
- (5) 監事の任期は原則2年とする。

(顧問)

第16条 本会には、会の発展に資するために会員の中から顧問を置くことができる。

- (2) 顧問は会長の推薦により、総会の承認をもって決める。

(特別会員)

第17条 本会には、会の発展に資するために会員外から特別会員を置くことができる。

- (2) 特別会員は役員会構成員からの推薦により、役員会の承認をもって決める。

(雑則)

第18条 本会の事業およびその運営を明確にするために、別に細則を定めることができる。

(規約改正)

第19条 本規約は総会における委任状を含めた出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

付則 本規約は1994年(平成6年)7月23日より施行する。

付則 本規約は1997年(平成9年)9月27日より施行する。

付則 本規約は1998年(平成10年)7月11日より施行する。

付則 本規約は1999年(平成11年)9月4日より施行する。

付則 本規約は2000年(平成12年)7月8日より施行する。

付則 本規約は2003年(平成15年)4月12日より施行する。

付則 本規約は2008年(平成20年)4月12日より施行する。

付則 本規約は2011年(平成23年)4月9日より施行する。

付則 本規約は2011年(平成23年)9月10日より施行する。

2. 2011年度の理事選挙においては、第9条第2項の規程にかかわらず、選出された4名のうち得票数下位2名の任期は1期2年のみとする。

付則 本規約は2014年(平成26年)4月12日より施行する。

付則 本規約は2018年(平成30年)10月14日より施行する。

付則 本規約は2020年(令和2年)2月15日より施行する。

付則 本規約は2020年(令和2年)5月9日より施行する。

2. ただし、2020年度・2021年度は、第8条に定める理事の内事務局担当理事1名は会長指名とする。